

# 卒煙チャレンジ応援事業

## ～ 禁煙外来治療費助成 ～

### 1、対象者

以下のすべての条件を満たす方

- 卒煙(禁煙)を希望する20歳以上の国民健康保険加入者
- 医療機関の禁煙外来治療を受け、定められた治療過程を終了した方
- 町税等をもれなくおさめている方
- 禁煙外来治療について、他の補助制度を受けていない方



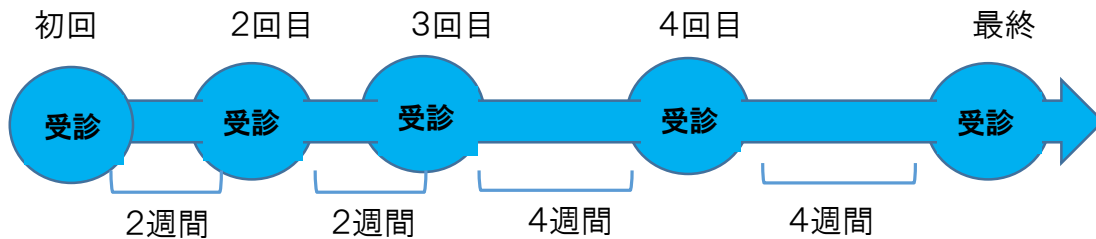
### 2、禁煙外来治療費の助成額

保険適用による禁煙外来治療費の半額  
(上限10,000円、100円未満切捨て)

※参考 禁煙外来治療費の費用(飲み薬またははり薬2万円前後)

#### ☆禁煙治療の一般的なスケジュール

一定の要件を満たすと禁煙治療が保険適用で受けることができます。



約12週間、計5回の受診です。

飲み薬または、はり薬で治療します。

禁煙治療終了時で約75%の人が禁煙に成功しています。※

※国立がん研究センターがん情報サービスより

### 3、近隣の禁煙外来医療機関の例

	電話
旭川厚生病院	0166-33-7171
旭川医療センター	0166-51-3161
吉田病院	0166-25-1115
松本呼吸器・内科クリニック	0166-50-3311
春光台クリニック	0166-59-2828
佐野病院	0166-52-1177
大雪病院	0166-48-6661
旭川消化器肛門クリニック	0166-54-1788

出典 日本禁煙学会ホームページ

☆診療時間や予約の必要性等は、事前に医療機関にご確認ください。

他の医療機関も  
あります！  
日本禁煙学会のホーム  
ページで確認できます。



## 4、禁煙治療費助成までの流れ



### ①事前の届出

申請窓口：健康福祉課保健推進係  
(サンホールはびねす)

- 禁煙外来治療開始前に届出をします。

☆必要書類等

- ①鷹栖町卒煙チャレンジ応援事業～禁煙外来治療費助成～事前届出書  
※健康福祉課で配布または、鷹栖町ホームページからもダウンロードできます。

### ②保険適用による禁煙外来受診

- 禁煙外来治療は全5回、初診から12週間(約3ヶ月)の受診です。
- 医療機関および薬局で発行された、領収書、明細書はすべて保管しておいてください。

☆必要書類等

- ①鷹栖町禁煙外来治療費助成交付申請書  
※健康福祉課で配布または、鷹栖町ホームページからもダウンロードできます。
- ②禁煙治療費(5回分)の医療機関、薬局の領収書(原本)、診療明細書及び調剤明細書
- ②印鑑

### ③治療終了後

申請窓口：健康福祉課保健推進係  
(サンホールはびねす)

- 5回の治療終了が条件です。
- 治療が終了した日の属する年度の3月末までに申請してください。

### ④助成金の交付

- 助成金は後日、指定された口座に振り込みます。

< お問い合わせ >

鷹栖町健康福祉課保健推進係(サンホールはびねす内)  
電話：0166-87-2112 平日8:30～17:15